



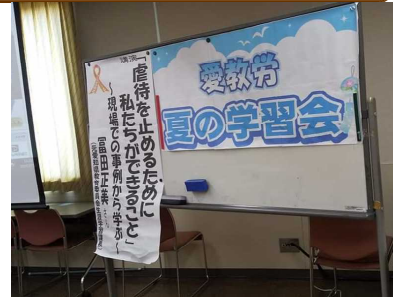
2019年愛教労夏の学習会 7/28

「虐待を止めるために、私たちができること」 ～現場での事例から学ぶ～

愛教労夏の学習会が7月28日(日)行われました。元愛知県教委 生涯学習課長の富田正美さんをお招きし、「虐待を止めるために、私たちができること」～現場での事例から学ぶ～と題して、講演していただきました。

元県教委職員といえど、富田さんは全身(児童虐待防止のシンボルである)オレンジのいで立ち。県庁でもオレンジのコートで登庁するなど「異端」な存在だったようです。阪神大震災のボランティアをきっかけに「現場で他人の役に立ってこそ公務員」という思いを抱き、児童虐待防止だけでなく、「県庁の外」での様々な取組みにつなげていったそうです。

思えば我々愛教労組合員も、「学校の仕事だけ」では成しえない教育への取り組みを、組合に結集して「なかま」と共に進めていることを思うと、富田さんとの共通点があるように感じました。



後半は分散会。「虐待」にとどまらず、「子どもの権利」という視点から、白熱した議論が交わされました。

同日から翌日にかけて、恒例の愛教労青年部「夏合宿」も開催しました。青年部から5名、外部から1名の参加。また、奈良から元全教青年副部長の岡桃子さんをお招きし、青年部交渉の話だけでなく、慰安婦問題から民主主義に至るまで、深夜まで「若者らしい」話し合いを通じて、濃密な時間を共有しました。6月26日、愛教労は本年度前期の県教委交渉に臨みました。今回は協議により女性部・障がい児教育部の初となる専門部交渉も併せて行われました。交渉の中で、県教委から下の記事にある見解が示されました。この他にも回答保留となった問題について、引き続き再交渉を実施することとなっています。



県教委交渉の内容は、そのまま現場の働き方に反映されるものではありません。交渉で得られた見解を基に、校長や市町教委に具体的改善策を迫って現実の働き方を安全/快適なものに変えていきましょう。

愛知県教育委員会体育スポーツ課との懇談

豊橋市の小学校部活廃止の動きは歓迎する(県教委)

愛教労・三河教労は2019年8月5日、県教委保健体育スポーツ課と部活動問題で懇談しました。懇談は愛教労が提示している「部活動5つの緊急提言」に沿って行われました。

1、小学校の部活動は廃止の方針を出すこと

- 県 : 県教委として小学校部活動廃止の方針は出せない。
- 組合 : 豊橋市でかなり具体的な工程表まで作って小学校部活動廃止の方針が出されたが・・・
- 県 : 豊橋市の動きは歓迎している

2、中学校の部活の朝練習を実施しない方針を出すこと

- 県 : 趣旨はよく分かる。三河を中心に朝練習の中止が進んでいる。いいことだと思っている。

3、生徒の部活動参加は自由の方針を出すこと

- 組合 : 部活動内でのいじめが原因で生徒が自死した例もあるが
- 県 : あってはならないことだ。参加を強制したことが原因なら問題だ。生徒の人権問題であることもわかる。

4、教職員の部活動顧問を引き受ける、引き受けない自由の方針を出すこと

- 県 : これは各学校で判断することだ。
- 組合 : 4/1の職員会で部活動顧問になれば、もれなく土日の出勤と平日の時間外勤務がセットでついてくる。
- 県 : その実態もわかる。しかし、勤務時間中の部活動は校

長は命令できる。

- 組合 : それではほとんど部活動はできませんね。また「休憩時間になったので部活やめます」とはいえませんがね。
- 県 : その通りだと思います。

5、仮採用の新任教員や臨時教員に部活動顧問をさせない方針を出すこと

- 組合 : 県教委が作成した初任者研修の手引きには「部活動においては、児童生徒、初任者自身への配慮から副顧問の立場にしておくことが望ましい」と明記されている。しかし現実には多くの新任教員が主顧問をしている。
- 県 : 新任教員は教材研究、学級事務が優先です。
- 組合 : 多くの校長が新任教員を主顧問にしない、ということを知らない。この趣旨を徹底してほしい。
- 県 : 何らかの形で趣旨が徹底されるようにしたい。

今回の話し合いでは1、2、3、5はそれなりの一致点を見ることができました。しかし、残念ながら4では「部活動顧問を引き受けなくてもよい」とはなりませんでした。

しかし、少なくない学校で部活動顧問をしない教員が生まれています。声を上げることは勇気がいりますが大切なことです。それは自分を守ることでもあるし、生徒を守ることにもなります。愛教労は部活動の行き過ぎをなくすためにみなさんを応援します。一緒に運動をすすみましょう。

8時間働けば、人間らしく暮らせる社会を！

愛労連第60回定期大会開催



「教育に穴をあけさせない」と訴える、愛労連第60回定期大会

7月28日(土)、名古屋国際会議場でわが愛教労も参加する、愛労連第60回定期大会が開かれました。「8時間働けば、人間らしく暮らせる社会を実現しよう」「安倍9条改憲を許さず、暮らしと職場・地域のすみずみに憲法を活かそう」「愛労連運動30年の歩みを確信に、組織拡大で飛躍しよう」をスローガンに開かれた定期大会。それぞれの職場から様々なたたかいや実践が報告され、教育現場も含めてますます労働組合の存在と運動が大事になってきていることが確認されました。

愛教労を代表して岩澤議長が「教育に穴があく」問題を中心に発言。愛労連の「自治体キャラバン」に同行して、県内自治体毎に異なる教育現場の様子を知ることができ、また直接訴えることができ、今後の運動に大いに役立つ取組であることが報告されました。義務制の教育現場に責任を持つ組合として、子どもたちの学ぶ権利に応え、そこで働く教職員の暮らしと権利を守るたたかいをすすめていくことを誓いました。そして、愛労連の発展にも寄与したいと発言を締めくくりました。

マイナンバーカード取得を強制しないことを求める要請

公立学校共済組合愛知支部（県教委福利課内）

2019年7月5日に公立学校共済組合理事長より「地方公務員のマイナンバーカードの一齐取得の推進について」が通知されました。この文書によれば文部科学省初等中等教育局財務課長からの通知を受け、マイナンバーカードの一齐取得の推進に向け共済組合員等への周知やフォローアップ等に取り組むことが示されています。また共済組合理事長からも、各支部に対し取得推進に向けた取り組みを行うことが要請されています。

マイナンバー制度については、個人情報保護の観点から導入時から問題点が指摘されています。また、その制度のもとでカードを作成するか否かは当事者である住民・共済組合員自身が決定することであり、行政が強制するものではないことは明らかです。

私たち愛知県教職員労働組合協議会は、今回の取得推進の取り組みにより教職員・共済組合員の自由が制限されないために以下3点を緊急に申し入れしました。

1. 個人情報を行政が一括して把握・管理すること自体が問題であるマイナンバー制度に反対し、撤廃するよう公立学校共済組合本部および文部科学省、総務省に働きかけること。
2. マイナンバーカードの取得推進の取り組みが、取得を強制するものではないことを明示すること。
3. 取得しない場合でも何らの不利益はないことを明示すること。

2019年愛知県人事委員会勧告にむけ要求書提出と説明

8月4日、愛知県人事委員会に対して、組合でまとめた要求を提出しました。愛教労は、8月29日に本交渉をおこないます。例年の10月10日前後に報告・勧告が出され、それをもとに、任命権者である愛知県教育委員会と確定交渉をおこなうことになっています。

1 賃金・手当での改善等について

教職員の賃金を大幅に引き上げ、職員の生活と労働の実態にふさわしい水準に改善すること。

- ①教員給与の抜本的改正、とりわけ給特法改正に向けて様々な機関にはたらきかけること。
- ②俸給表改定は、全ての号俸でおこなうこと。
- ③1年を単位とする変形労働時間制を導入しないこと。
- ④地域手当を全県一律とし、支給割合を増やすこと。
- ⑤自宅にかかる住居手当を復活し、借家の住居手当を増額すること。
- ⑥通勤手当の増額や自家用車による出張手当の増額をおこなうこと。
- ⑦原付・自転車の通勤手当を増額すること。特に駅の駐輪場費用も県が負担すること。
- ⑧駐車料金徴収を止めさせること。
- ⑨期末・勤勉手当を引き上げ改善すること。改善は、期末手当でおこなうこと。
- ⑩再任用職員の賃金は、年金支給開始までの生活維持にふさわしい水準に引き上げること。
- ⑪扶養手当の支給範囲および支給額を改善すること。
- ⑫年度末で62歳となる再任用教員の内、希望者にはフルタイム再任用職員として引き続き雇用すること。

2 労働時間短縮の実効ある取り組みについて

- ①ICカードやタイムカードを活用し、勤務時間管理を徹底するとともに、勤務時間短縮のための実効ある措置を講ずること。

と。

- ②超過勤務時間の上限規制をおこなうこと。
- ③時間内で仕事が終わるように、正規教職員を増やすよう勧告すること。
- ④当面、長時間・過密労働を助長している部活動を縮減すること。とりわけ小学校の部活動指導者から教員を除外すること。
- ⑤労働時間間隔を11時間以上確保すること。
- ⑥勤務時間の割り振り変更を、割り振り変更簿を作成し確実におこなうこと。

3 臨時教職員の処遇改善について

- ①再任用職員を定数外とすること。
- ②県内の定数内講師をやめ、正規教員にすること。
- ③非常勤教職員等非正規職員の雇用の安定と賃金及び労働条件の改善を行うこと。

4 健康・安全確保、母性保護等について

- ①義務教育諸学校にも心の病の発生を予防するため、「心の健康づくり」に向けた対策を充実・強化すること。
- ②セクハラ・パワハラ・マタハラ防止に対する具体的な対策を講じること。
- ③不妊治療を目的とした休暇を制度化すること。

5 制度の周知や、休暇・休業制度が利用しやすい環境整備をすること